

鉄道・運輸機構電子入札システム利用者各位

利用者登録方法変更に伴うお知らせ

鉄道・運輸機構の電子入札システムは、2023年4月3日（月）より、利用者登録時に入力する9桁の業者番号を廃止し、法人番号（法人番号がない者は当機構が独自に設定した0から始まる13桁の業者番号。以下「法人番号等」という。）による管理（以下「法人番号対応」という。）を行います。

上記に伴い、システム利用中の方は、改めて利用者登録する必要はありませんが、今後の利用者登録操作に変更がありますので、下記内容の確認をお願いいたします。

【法人番号とは】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、特定の法人その他の団体を識別するために国税庁より指定される13桁の番号をいいます。

1. 業者番号から法人番号に置き換わる画面

現在「業者番号」が表示されているすべての画面について、「業者番号」の表記が「法人番号等」に置き換わります。また、利用者登録に使用する番号についても、「法人番号等」へ変更となります。

<画面の例>

利用者登録 資格審査情報検索画面（法人番号対応後）

2023年01月20日 18時34分 CALS/EC 電子入札システム

JRTT 鉄道・運輸機構

入札情報サービス

利用者登録処理

資格審査情報検索

競争参加資格情報の検索を行います。法人番号等と、確認のために商号又は名称を入力して下さい。
（※）の項目は、必須入力です。

法人番号等 : (※) (半角数字13文字)

商号又は名称 : (※) (60文字以内)

検索 戻る

2. 法人番号対応における影響について（工事及び役務（建設コンサル等））

- (1) 現競争参加資格（※）を有している者で、2023年3月31日（金）までに利用者登録済み（ICカード登録済）の者
2023年4月3日（月）以降も、ご利用中のICカードをそのままご利用いただけますが、2023年4月3日（月）以降に、ICカードの追加や、ICカード有効期限切れによる新規ICカードの登録等を行う際は、法人番号等による利用者登録が必要です。
- (2) 現競争参加資格（※）を有している者で、2023年3月31日（金）までに利用者登録を行っていない者
2023年4月3日（月）以降に利用者登録を行う際は、法人番号等による利用者登録が必要です。
- (3) 現競争参加資格（※）を有していない者で、2023年4月3日（月）以降に競争参加資格を取得した者
(2)と同様、利用者登録が必要です。

※工事及び役務（建設コンサル等）：令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格

3. 法人番号対応における影響について（物品等）

- (1) 機構の現競争参加資格（※）を有している者で、2023年3月31日（金）までに利用者登録済み（ICカード登録済）の者
2(1)と同様です。
- (2) 機構の現競争参加資格（※）を有している者で、2023年3月31日（金）までに利用者登録を行っていない者
2(2)と同様です。
- (3) 機構の現競争参加資格（※）を有していない者かつ全省庁統一資格を有している者

機構に連絡いただき、利用者登録用の番号を取得したうえで、利用者登録をお願いします。（お問合せ先：本社経理資金部会計課（045-222-9049））

※物品製造等：令和4・5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（機構資格）

4. 法人番号対応後の利用者登録手順

法人番号対応後は、利用者登録の際、「法人番号等」を入力いただく事になりますが、登録手順は法人番号対応前と同様です。詳細は、当機構ホームページに掲載するマニュアルをご参照ください（2023年4月3日（月）掲載予定）。

法人番号等は、当機構ホームページ掲載の「有資格業者名簿」で確認をお願いいたします。

<鉄道・運輸機構 有資格業者名簿>

<https://www.irtt.go.jp/procurement/qualification/list.html>

5. 法人番号対応後のICカードの取扱いについて

工事とコンサルでは、それぞれ異なる業者番号を設定しているため、利用者登録時に別々のICカードが必要でしたが、業者番号を廃止し、法人番号等（1業者に1つの番号）にすることにより、1枚のICカードで「工事、コンサル」のシステムを利用可能となります。

（「工事、コンサル」と「物品、役務」の間では、現行と同様、1枚のICカードで両システムを利用可能なため、今回の変更で全てのシステムが利用可能となります。）

以上